

法律制度とその社會的構造

——レンナーの所有權・勞働契約論をめぐつて——

加藤 正 男

はしがき

- 一 法律制度とその社會的構造
- 二 所有權・勞働契約とその社會的構造

カール・レンナー Karl Renner (1870-) は、ザインで法學をまなび、早くからオーストリア社會民主黨に所屬の政治家・社會思想家としても活やくし、一時は首相になつたこともある人であつた。しかし、彼は同時に特異ないわば法社會科學的著作をしたきわめて數少い學者の一人でもある。この領域における主著は、“Die Rechtsinstitute des Privatrechts und ihre soziale Funktion” 1929 であるが、これは、彼が以前にカルナー Josef Karner の匿名で雑誌 *Marx Studien*, Bd. 1 (1904) に “Die soziale Funktion der Rechtsinstitute, besonders des Eigentums” と題してのせた論文を改訂(特に増補)したものである。これら(特に後)の書については、わが國でもすでに若干の紹介と研究とがなされている。けれども、これらの書で彼がマルクス主義的著作殊に資本論を周到に研究しながら展開した長年にわたる鋭い分析は、今日なお多くの暗示を投げかけているように思われる。そこで、本稿も、法律制度——特に資本制的な所有權・勞働契約——とその社會的構造についての彼の所論をふりかえり、何ほどか考察を試みようとしたものの一部分である。

レンナーによれば、法律制度は法的構造とその社會的經濟機能の構造とに區別され、かつ兩者は強く關連するものである。そこで、法律制度とその社會的經濟機能の構造 (Kap. I) という法の基本問題からはじめることにしよう。

一 最初に法・法學的方法などについて。——まず、法の概念。法典・命令 Verordnunge・行政處分・判決・契約などとしてあらわれるところの法は、その表現形態 (法規) において、總體意思が個人意思を強制するところの規範である。このようレンナーの法の定義について、彼による二・三の説明を整理しておこう。第一に、法は意思關係によつてなりたつ。すなわち、それは總體意思 Gesamtwille が個人意思 Individualwille を強制するところのものである。そのいわゆる「總體」は、社會であるが主に國家を指すようである。第二に、法の表現形態すなわち法規 Gesetz, Rechtsgesetz, Rechtssatz には、命令 Befehl, Imperativ (または禁止) 態と敘説態 Indikativ とがある。近代以前におしては、「……すべし」 Du sollst (命令) とか「……すべからず」 Du sollst nicht (禁止) とかいうように、前者が重んぜられた。しかし近代におしては、「……することを得」 Du darfst, Du kannst とか「……の權利を有す」とかいうふうに、後者が好んで用いられるのである。第三に、敘説態には、主張態 Behauptung (レンナーを少し離れて日本法を例にとれば、「婚姻は、兩性の合意のみに基いて成立し……なければならぬ。」^{日憲}二四一)、定義態 Definition (例、「所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物ノ使用、收益及ヒ處分ヲナス權利ヲ有ス」^{日民}二〇六)、條件態 Bedingungsatz (例、「人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス」^{日刑}一九九)、などがある。

次に、法學的方法について。第一に、それは社會學的經濟學的方法から區別されねばならない。たとえば論者は、所有權の定義の中に、「所有者の處分權能に對する法的制限の未必性を、また何らかの作爲の義務づけの未必性を」、ならびに關係上の所有權・權利上の所有權を、さらにドイツ中世法上の所有關係を、含ましめてい^(二)る。レンナーはこれを批判する。すなわち、この方法は、法學的方法と社會學的經濟學的方法、私法と公法、な^(三)どを混同するものである、と(この點については、我妻・後掲の二、佐々木編・後掲書中の拙稿の三)。第二に、それにもかかわらず、法學的方法は社會學的經濟學的方法によつておぎなわれねばならない。すなわち、——まったく經驗的な法理論 *Rechtslehre* は、(フェードルス *Phädras* の寓話の中の木製の頭のように)美しいことは美しいが、悲しいかな! 腦すいのない頭である^(四)。——レンナーも結語としていう。「法學 *Jurisprudenz* が終るところにおいて、はじめて法の社會科學 *soziale Wissenschaft vom Rechte* がはじまる」(S. 12)。

ここで、法の概念について一考しておく。レンナーは、法を——要するに——總體が個人を強制するものと規定している。これに對しては、批判者がある。まず法の定義に強制をもちだすことは「素朴」であり、次に法の階級性が輕視されていると^(五)。たしかに、法には、強制による法の實效性の確保という、いわば外から與えられた契機のみではなく、法の内面的構造そのものの中の社會關係ないし權利の契機も存在するものである。そして、二つの契機はともに重要であつて、そのいづれを輕視することもできない。(法の階級性については、批判者も自己批判している。すなわち、いう。自説は法形式を社會の經濟的階級内容から孤立化させた形式主義である、と^(六))それはとにかくとしても、レンナーの法の定義は、「支配階級の利益に相應し且つ支配階級の組織された力によつて確保せられた社會關係の體系もしくは秩序」(ストゥチカ)^(七)という定義や、「支配階級の意思を表現し、立法手續によつて定められた行爲の規則、ならびに、支配階級に有利であつて且つ有用な社會關係および社會秩序の防

衛、強化および發展のために、國家權力によつて才可せられ、それらの適用が國家の強制力によつて保障せられる、慣習および共同生活の規則の全體」(ヴィンスキイ)という定義や、と相通するものをもつのである。

(一) 「社會を唯一の主體と考えることは、……社會を誤つて、思辨的に考えることである。」(K. Marx, Neue Zeit, Jahrg. 21, Bd. I, S. 718) など、以下の註の「す」レンナーからの再引用も、多し。

(二) A. Wagner, Grundlegung der politischen Oekonomie, 3 Aufl., T. II, Buch I-3, § 126 ff., bes. S. 268.

(三) I. Kant, Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre, Einleitung in die Rechtslehre, B, 恒藤恭譯五二頁をみよ。

(四) Renner, Rechtsinstitute (1929) の初版と「レンナーと Karner, soziale Funktion (1904) 後藤譯一七頁と「単なる法技術 Rechtskunde ではなく、單なる法學 Jurisprudenz ではなく、むしろ法科學 Rechtswissenschaft である」という法理論 Rechtslehre の一部門が、ここにはじめて生まれる。」Paschukanis, supra, S. 21 も、これには賛成している。

(五) Paschukanis, Allgemeine Rechtslehre und Marxismus, S. 28, 山之内一郎譯一七頁。法の世界における權利と強制との二契機を中心として、パシユカーニス法理學を検討したものは、加藤新平『法學的世界觀』第二論文。なお所有權に關するレンナーおよびパシユカーニスの論點につき、拙稿・前掲。

(六) パシユカーニスは自説の若干について自己批判し、ストウチカと論争している。山之内『社會主義國家の法』(下)第七頁。

(七) 山之内・前掲書四四九頁、谷口知平『ソヴェト民法の理論——ストウチカ民法理論の概観』四一頁。

(八) 山之内・「ヴィンスキイによるソヴェト法理論の確立」社會科學研究二四一九頁。

二 次に、法律制度の社會的經濟機能の構造について。ここで法律制度の社會的經濟機能というのは、社會的經濟構造における法律制度の役割ということである(S. 15)。——まず、法律制度の法的構造とその社會的經濟機能・構造との關係、いいかえれば法と社會的經濟構造との關係について。第一に、法は社會的經濟構造によつて規定されるものである。すなわち、社會的生產において人は、物質的生產力の一定の史的發展段階に對應し、彼

の意思に依存しない一定の生産関係を結ぶ。この生産関係の總體が、社會の經濟構造をなす。法は、こうした社會の經濟的・下部構造を土臺とする上部構造である。そして、一定の史的な法・法律制度は下部構造に規定されて成立し、變化し、消滅するのである。第二に、法と社會的經濟構造とは互に規定しあうものである。すなわち、「法規が分配關係の維持にいかなる影響をおよぼすか、またこれによつて生産にいかなる影響をおよぼすか、は特別に論ずべき問題である。」^(二)「まず社會の經濟構造によつて規定された(例、變化した)法は、次に前者を規定する。規定された前者は、さらに新しい法を生ぜしめる。ただ、窮極の規定的要素は何であるか、が問題である。すなわち、「ここで説明せねばならない眞に困難な點は、生産關係が法律關係としていかに等しくない發展をとげるかということである。したがつて、たとえば、ローマ私法の近代的生産に對する關係である。」^(三)

こうした所説は、ふつうのマルクス主義のそれと大たい同じであるが、ここで、法と社會的經濟構造との相互規定性に關するマルクス主義の他のことばを一つだけ引用しておこう。この問題については、今日なお誤解が多いから。すなわち、——唯物史觀によれば、歴史における窮極の規定的要素は、現實の生命の生産および再生産である。もしこれを曲解して、經濟的要素が唯一の規定的要素であるとする人があるならば、彼はかの命題を無意味で抽象的な無けいのたわごとに化してしまふものである。經濟的狀態は土臺である。しかし、上層建築の種々な要素——階級闘争の政治的諸形態と闘争の結果——戰勝階級によつて確立される諸制度その他——法形態、さらに参加者の頭の中におけるすべてこれら現實的闘争の反射、すなわち政治的・法的・哲學的諸理論、宗教的見解およびそれらの教義體系の發展。これらのものも、また歴史的闘争の推移に對してその影響をおよぼす。そして、多くの場合において有力に闘争の形態を規定する。^(四)

次に、法律制度とぞの社會的經濟構造を研究する方法について。それは、第一に、歴史的具體的になされねば

ならない^(四)(この研究は、同書の三分の二の分量をしめてゐる——Kap. 2)。第二に、理論的抽象的研究もまた必要である(Kap. 1 u. 3が、これにあたる)。すなわち、「生産のすべての時代は一定の標識を共通にもち、共通の規定をもつものである。生産一般は一つの抽象である。しかしそれは、共通なものを現實的にうちださせ固定させ従つてわれわれに反ぶくを節約させるかぎりにおいては、一つの合理的抽象である。」「主體がいつも人間であり、客體が自然である、ということからすでに生ずるところの統一^(五)」。しかも、二つの方法は互に強く關連するものである。すなわち、「一つの時代の發展を決定するものは、まさに一般および共通からの違いにほかならない。」そしてたとえば、資本制的近代における剩餘價值と封建制的中世における賦役 Robot^(六)とは、一般的なもの^(七)の具體的現象である。

こういう方法も、ふつうのマルクス主義的方法と大たい同じである。なお、理論的抽象的研究の一つとしてレントナーが、資本制社會における「技術的行使と法的行使との分裂」を論じているところは、興味深い。すなわち、單純商品生産(手工業生産)社會においては、兩者は分裂しないで、主體(例、所有者)が客體を占有し權利を行使した。これに對して資本制社會では、特定の技術に通ずる者(多くは非所有者)が客體を占有して權利を行使し、資本家(所有者)は占有しないで法的に行使する、というのである。(S. 155 ff.)——こうした所論が、資本制的近代的權利の觀念性の問題^(八)、また資本制的近代における權利と權利行使(および實體法と手續法)との分裂の問題^(九)、さらに權利と義務との分裂の問題^(九)、さらには權力の問題 (legale Herrschaft u. traditionale Herrschaftとの對比——Weber)、に關連することをここでは一言するにとどめる。

さらに、法律制度の社會的經濟機能の構造(および關係)が概觀されている(Kap. 1, Absch. 2)。すなわち、「具體的なものは、具體的である。なぜなら、それは多くの規定の總括であり、したがつて多種なものの統一だ

からである。ゆえに、思惟においてはそれは、總括の生産物として、成果として、あらわれる」。そこで、社會的機能のうち最も基本的なものは種族保存であるが、それは生産手段と人類自身とを生産・再生産する^(一〇)。そしてこの生産・再生産過程は、これを資本制的市民社會からとりだすことができる。すなわち、——ブルジョア社會秩序は、生産が最も發展した最も多様な歴史的組織體である。その諸關係を表現する諸カテゴリーは、その編制の理解は、すでに没落し去つたすべての社會諸形態の編制と生産關係とに對する洞察を同時に與える^(一一)。——そこで、種族再生産過程は、(1)これをまず靜的に時間共存的に生産過程として考えれば、第一に生理學的・技術的な生活過程そのものとして(狹義の經濟的機能)、第二に意思關係の形態において(組織的機能)、あらわれるものである^(一二)。第一に、社會ないし總體意思是個人意思を從屬させ、個人の勞働力を處分する。したがつて、社會は勞働秩序・權力(上下)秩序および並立秩序をもつて^(一四)いる。並立秩序について一言しておけば、「平等は社會および法の創作物である」(S. 20)。たとえば、自然狀態の Status Naturalis においては、平等というものは存在しない。要するに、これら秩序の法律制度は、個人を總體え編制するものであるから、組織的機能 organisatorische Funktion をもつということが^(一五)できる。第二に、このように組織された社會は、人と自然との關係、したがつて狹義の經濟秩序をもつて^(一六)いる。すなわち、——勞働はまず第一に、人間と自然との間の一過程、すなわちそれにおいて人間が人間の自然との質料變換を彼自身の行爲によつて媒介し・規制し・かつ統制するところの一過程である。人間は自然質料そのものに一つの自然力として對應する^(一六)。——經濟秩序の法律制度は、占有的機能 defensorische Funktion および生産的・分配的・消費的機能をもつものである。(2)種族再生産過程を、動的に時間連續的に再生産過程として考えれば、第一に次世代の人々の承繼的機能、第二にそれらの人々を増殖・養育するところの人口的機能 populatorische Funktion があらわれるのである。

こういつた所論から、次のことがいわれうる。すなわち、自己保存のために人は、物に對する直接的支配的權利（物權）および人の行爲に對する間接的請求的權利（債權）をもつ。債權の發生原因の主なものゝ契約であるが、その契約のうち基本的なものは雇傭または勞働契約である。狹義の種族保存のための人口的機能が親族に、また承繼的機能が相續に、對應することはいうまでもない。そしてこれらの諸制度は互に關連するものであるが、その中心は物權中の所有權である。

(一) Neue Zeit, S. 744. (二) Neue Zeit, S. 779.

(三) F. Engels, Brief an J. Bloch, 1890, Elementarbücher, Bd. 14, S. 147, 邦譯マル・エン全集二一巻三五六頁。この問題については、なほエンゲルスの手紙 an C. Schmidt, 1890, Elementarbücher, Bd. 14, S. 140 ff. 邦譯二二巻四一二頁以下、an Mehring, 1893, a. a. O., S. 153, 二二巻二六七頁 an H. Starkenburg, 1894, a. a. O., S. 151, 二一巻三四九頁以下、などをみよ。

(四) 一もつとも、その研究は法に對する社會的經濟構造の規定性についてのみである。しかもその結論は、單純商品生産（手工業生産）から資本制生産への社會的經濟構造の變化の中において所有權の法的構造は變化しないというのであるが、これには、問題がある（我妻・前掲第三章、拙稿・前掲の二・三）。そしてその上で、資本制的近代的所有權の成立過程に二つの立場（地主的改革と農民的革命）があることが、示されねばならない（フランス革命における土地を中心とした、近代的所有權の成立過程の一考察として、拙稿・同志社法學五。なお、高橋幸八郎氏の諸書をみよ）。法と社會的經濟構造の相互規定性に關する歴史的研究については、レンナーは問題をはじめから放棄している（吉岡・後掲、拙稿・前掲の四、同、民商法二二三註一一）。 (五) Neue Zeit, S. 712.

(六) Marx, Kapital, Buch I, S. 537 (S. 476) 資本論からの引用頁のうち、前のものはインステイト版の頁であり、後（かっこ中）のものはエンゲルス版の頁である（レンナーが引用するのは後者）。譯文はだいたい長谷部文雄氏にしたがった。

(七) Vgl. Marx, Kritik der politischen Ökonomie, Einleitung, 3.

(八) 川島武宜『所有權法の理論』第三章をみよ。なお同書について拙稿・同志社法學四。

(九) 末川博『權利濫用の研究』中の「私權の行使」、川島『民法講義』第一卷第三章。なお權利が何であるかについて、末川『權利侵害論』第五章、拙稿・同志社法學七。

(一〇) Kapital, I, S. 593 (S. 528) とさう、「生産過程は、その社會的形態のいかんにかかわらず繼續的でない限りならぬ。……だからあらゆる社會的生產過程は、これをば、その中絶することのない關連において、また更新のたえざる流れにおいて、考察するならば、同時に再生産過程である」。Kapital, I, S. 628 (S. 561) とさう、「きわめて相異なる經濟的社會構造のもとでも、ただに單純再生産ばかりでなく、基準を異にするとはいへ擴大された規模での再生産もおこなわれている」。Engels, Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats, 4 Aufl. S. VIII 以下、「唯物史觀にしたがえば、歴史中における窮極の規定的契機は、直接生命の生産および再生産である」。「一方においては、生活手段……の生産……他方においては、人類自身の生産すなわち種屬 Gattung の生殖」。(邦譯をみよ)

(一一) Neue Zeit, S. 776. なおこのことは、マルクス主義において狹義の經濟學が資本制的經濟を對象とすることと照應してさう。(Vgl. Engels, Anti-Düring, 2-1.)

(一二) 「この法律關係あるいは意思關係の内容は、經濟的關係そのものによつて與えられている」。Kapital, I, S. 90 (S. 51)

(一三) 「だから勞働は、諸使用價值のうみの母としては、有用的勞働としては、人間のすべての、社會形態から獨立的な一つの質存條件である」。Kapital, I, S. 47 (S. 9)

(一四) 「自由な人權は……隔離の權利であり、制限された、また他人との交渉のない權利である」。Nachlass, I, S. 418.

(一五) 資本制以前の「直接的な支配」および隷屬諸關係は明かである。Kapital, I, S. 85 (S. 46) — 資本制的勞働の從屬性については後述(二)。 (一六) Kapital, I, S. 185 (S. 140), S. 49 (S. 9)

二

次に、資本制的近代的な所有權・労働契約とその社會的經濟構造について（もつとも、資本の蓄積とその法的構造）。この問題は、本稿では「労働の從屬性」の問題と關連するものである（その要約は二の）。（二特に一〇九頁）。

一はじめに、市民法的資本制的な「人の自由權」(S. 38 ff.)、いいかえれば所有權・労働契約の法的自由、とその社會的經濟構造について。——所有權および労働契約は、まず、法的形式的にはその自由を前提するものである。すなわち、「われわれの法秩序は、その法的外見においては、極樂世界 *elysisches Getide* に、労働も義務もない『やわらかい西風の (*zephyrleichtes*)』生活に、まつたくそのままに適用されるものである。そしてこの皮相は、いうまでもなく、その創造者すなわち市民革命の人々を狂喜させ、ほとんど超人的賢明の妄想にまで高めたのである。」所有・雇傭について資本制的市民法を封建制的中世法と比較すれば、「すべての中世法が明かに財貨世界と労働力との意識的な社會的秩序であつたのに反して、市民社會は法的には何ら財貨秩序も労働秩序ももつていない。すなわちここでは、人類の意識的組織としての社會、法的團體としての社會は、みずからの意識を否定し、いかに財貨が分配されているかをみないようになみずからの目をおおい、無産者階級の訴をきかないようになみずからの耳をふさいであり、法的團體として總體意思としてまつたく個人意思にその地位を譲つてしまつてゐる」(S. 38)。また資本制商品生産と單純商品生産(手工業生産)とを比較すれば——レンナーによると——單純商品生産における所有・雇傭は法的にも社會的經濟的にも自由を前提するものであつた（この點は問題である。本稿一註四の文献をみよ）これに對して、資本制生産における所有權および労働契約は法的にのみ自由なものとなつた。單純商品生産の秩序は破かいされるわけである。

こういつた法的形式的自由は、社會的經濟的現實的にはどうであるか。自由の要件としては、第一に、労働力商品の所有者は自由な人格をもち、自分の自由な労働力を所有し、貨幣所有者(資本家)との間において労働市

場で自由な労働契約を結んで、労働力を自由に處分・賣買することができねばならない。第二に、労働力の所有者は彼の労働によつて生産された諸商品を賣ることができない。したがつて、彼は生きるために彼の労働力そのものを商品として賣らざるをえない。要するに、——貨幣の資本えの轉化のためには、貨幣所有者は自由な労働者を商品市場でみ出さねばならない。ここに自由とは、二重の意味においてである。すなわち、彼は自由な人格者として自分の労働力を自分の商品として處分するのであり、また他方では、彼は賣るべき他の商品をもたず、自分の労働力の實現に必要な一切の物から引離されている、すなわち自由なのである。^(三)——レンナーも結語としていう。「人の自由の取得はたしかに全社會にわたつておこなわれ、普へん的であつた。そして、この自由こそ、その熱望者は、すべての労働者がこの自由によつて所有者となりうるだろう、という希望をつないだのである。しかし、自由の絶對的抽象的原則は、すべての抽象的原則と同じように、それ自體においては空虚な・單なる法的形態にすぎない。この原則がいかにして社會的内容によつてみだされるかを定めるものは、その戰士や法典編さん者の美しい夢ではなく、法のもとに存在する事實である。」(S. 40)

労働者の法的形式的自由（および資本家との平等）とその社會的經濟的現實的構造について、いま少しふれておこう。法的形式的には一おう、封建的身分れい屬から解放された自由な労働者は、労働力の所有者・賣主として、自分と平等な資本家との間で自由な労働契約を結ぶ。すなわち、「労働力の購買と販賣とがその限界内でおこなわれる流通あるいは商品交換領域は、實に眞の天賦人權の樂園であつた。ここでひとり支配的におこなわれるのは、自由・平等・所有およびベントム「功利主義」である。……」しかし、ここからけつ別するに際し、「わが登場人物の顔はすでにいくらか變つていくように思われる。……貨幣所有者は資本家として先にたち、労働力所有者は彼の労働者としてその後につづく。——前者は、意味ありげに作り笑いをしながら且つ業務一づに。

後者は、あたかも自分自身の皮を賣り渡してしまつていまやナメシ皮にされることのほかには何も期待できない者のように、おぼおぼとしぶしぶながら^(四)「すなわち、社會的經濟的現實的には、労働者は決して自由でも平等でもなく、反對に不自由・不平等である。これが、資本に對する労働の經濟的從屬性といわれるところのものである（労働の從屬性について）」。また、まとめて後述。

(一) レンナーはつづける。「しかし、社會は死んだふりをしてゐるが、なお生きてゐる。そして沈黙を守つてゐるがゆゑに、無意識的な物にすぎない石が大聲で叫ぶ。」

(二) 「同職組合法規は、一個の同職組合親方が使用しうる職人數を極端に制限することにより、親方が資本家に轉化することを計畫的にさまたげた。」Kapital, I, S. 376 (S. 323)

(三) a. a. O., S. 175 (S. 130) f. 同書 2. B. Vgl. S. 598 (S. 533).

(四) a. a. O., S. 184 (S. 138 f.) — Engels, Ursprung, 内藤吉之助譯(彰考書院)七五頁に「労働契約は、當事者雙方の自由な意思をもつてなされた契約である、という。しかし、法が紙の上で兩當事者を同等の地位に於けば、それだけで兩當事者はただちに自由意思によつてなされたものと認められるのである。相異つた階級的地位が一方の當事者に與える實力、それが他の當事者に對しておこなう壓迫——兩者現實の經濟的地位——。これは、法がかかわりしらないところである。さらに、労働契約の存続中雙方は、そのいづれか一方が明かに拋棄しないかぎり平等の權利を與えられてゐる、という。しかも、經濟上の理由が労働者をして、外見にすぎない平等權の最後のものを拋棄せざるをえないようにすることに對しては、法はまた何ごとをもなしえないのだ。」

資本制社會における労働者の性格を考察したものととして、後藤『労働法』第一章三、淺井清信『労働法學』六・八。

二 次に、資本制的な所有權・労働契約の結合とその独自の生産的な機能の構造について（資本制的所有權は、

機能を持つために、賣買・消費貸借・借地などの諸契約と結合する。この點に關する資本論の所説を考察するものとして、Kerner, S. 63 ff.; ユフマン『經濟學』三、拙稿・後掲同志社法學八）單純商品生産においては

——レンナーによれば——物の所有者は同時に物を占有し、それに即して生産・労働し、労働生産物を享受し

た。したがつて、そこにおける所有および雇傭は法的にも社會的經濟的にも自由を前提するものであり、親方による自由制限は大したものではなかつた。(前述べ、また一)しかし、資本制生産においてはどうかであるか。レンナは、一定の立場から資本論を研究しつつ、くわしくのべるのである。

第一に、労働に對する所有權の「指揮權力」Kommandgewaltとしての構造。資本制生産は、「同じ個別的資本がより多數の労働者を同時に就業させ……る」場合に、はじめてはじまる。「同職組合の親方の作業場がただ肉労働から解放し・小親方を資本家たらしめ・かつ「資本關係を形式的に成立させるに足りるがために、個別的資本の特定の最小限の大いさ」が必要なものとしてあらわれた。したがつて、當時にあつては労働えの所有權の指揮は、「労働者が自分のためではなくて資本家のために・したがつてまた資本家のもとで労働することの、形式的な結果」としてのみあらわれたのである。しかし、多數の労働者の間における「協業」の段階に入ると、所有權の指揮も労働過程そのものの遂行のための必須的に一つの現實的な生産條件に發展する。すなわち、生産場所における資本家の命令は、いまや戰場における將軍の命令と同ように必要でかくことのできないものとなる。そして、指導・監督および媒介という機能が、資本の機能となる。この指揮は、單純商品生産におけるそれが保護的なものであるのに對して、利用的さく取的なものである。すなわち、所有者の推進的動機は資本の自己増殖をできるだけ大きくすることである。指揮は、ただに「社會的労働過程の本性から生じて資本家に屬する特殊な一機能」であるばかりではなく、同時に「一つの社會的労働過程のさく取の機能」であり、したがつてまたさく取者と彼のさく取の原料(労働者)との間の「さけることのできない敵對」によつて必要とされている。また、「賃労働者たちの協業は、彼らを同時に使用する資本の働きにすぎない。彼らの諸機能の連絡と全生産體として

の彼らの統一とは、彼らの外部に、彼らをよせ集めてしめくくつてゐる資本のうちに横たわつてゐる。だから、彼らの諸労働の連絡は、觀念的には資本家の計畫として、實踐的には資本家の權威として、彼らの行爲を自己の目的に従屬させる他人の意思の力として、彼らに對應する。」また、資本家は筋肉労働からまぬがれるのと同様に「いまや彼は、直接かつ繼續的に監督するという機能を、再び特殊な種類の賃労働者たちに譲り渡す。」すなわち、監督という労働が、彼らの排他的な機能に固定化するのである。

しかし、所有權の指揮は、單に資本家たい労働者の問題にとどまるのではない。「資本家は彼が産業的指揮者であるがゆえに資本家であるのではなくて、彼が資本家であるがゆえに産業的司令官となるのである。産業における司令が資本の附物となるのは、あたかも封建時代に戦争および裁判における司令が土地所有の附物であつたのと同じことである。」すなわち、所有權は資本家をも指揮するのである。

第二に、所有權と労働契約の組織的機能の構造について。——まず、協業の發展は、分業にもとづく協業（「マニファクチュア」）をうみだすものである。いまや商品は、「種々様々な作業をなす自立した一手工業者の個人的生産物から、その各々はたえず一個同一の部分作業のみをおこなう諸手工業者の結合したものの社會的生産物に、」轉化する。マニファクチュアには、二つの起源があるが（異種の労働の協業と同種の労働の協業）——それに照應して二つの形態がある（異種のマニファクチュアと有機的マニファクチュア）——、その終局の姿態は同じものであつて、「人間をその諸器官とする一つの生産機構」である。すなわち各労働者は「もつぱらある部分的機能にのみ」適合させられ、そして彼の労働力はこの部分機能の「生涯的器官」に轉化される。のみならず、實はマニファクチュアは、すでに社會でおこなわれていた自然發生的な職業分化を作業場の内部で再生産し且つ體系的に徹底させることにより、「細目労働者の巧妙」を生産する。他方において、マニファクチュアが部

分労働にある人の生涯の職業に轉化させるということは、諸職業を「世襲化」させるという、それらを諸「身分」に石化させるという、従來の諸社會の傾向に照應している。諸身分および諸同職組合は、動植物の諸々の種および亞種への分化を規制するのと同じ「自然法則」から發生するのであつて、ただ異なるところは、諸身分の世襲性が「社會法則」^(四)として制定されるという點だけである。かくして、所有權は「エジプト王の力」をもち、「諸勞働力の等級制」^(五)は展開されるのである。

次に、マニユファクチュア的分業は「一個の資本家の手における諸生産手段の集積」を内藏するが、「社會的分業」は「互に獨立した多數の商品生産者たちの間への諸生産手段の分散」を内藏するものである。したがつて、前者は、資本家に屬する一全體機構の單なる肢體をなす人々に對しての「資本家の無條件な權威」を内藏する。これに反して、後者は獨立の商品生産者たちを互に對立させるのであるが、彼らは「競争の權威」のほかには何らの權威をも認めない。だからして、マニユファクチュア的分業、および資本のもとへの部分的労働者の無條件的のれい屬を讚美して労働の生産力を高める労働組織をなすその同じブルジョア意識が、社會的生產過程のあらゆる意識的な統御および規制を同じように聲高く非難して、「個別的資本家の不可侵な所有權への侵害」となす。工場制度の熱狂的な辯護人たちが、社會的労働のあらゆる一般的組織に對しては、「それは全社會を一工場に轉化させるであろう」ということのほかに何らの激怒のことばももらしえないということは、きわめて特徴的である。そして、資本制生産様式の社會においては、「社會的分業の無政府性とマニユファクチュア的分業の專制状態」^(六)とが互に制約しあつていたのである。

第三に、所有權と労働契約とは、「機械」(特に作業機)および「工場」が所有權客體になると、「古い社會をこわしてしまふ」ものである。それらは、すなわち Kronos とある (Renner, S. 50)。機械をきそとする「大工業」

は、「科學を自立的な生産力能として労働から切斷し且つ資本に奉仕させる」^(七)。また、社會的生產過程の獨目的資本制的な形態としては、マニファクチュア的分業は、資本の自己増殖を労働者のぎせいによつて高めるための特殊な一方法にすぎない。それは、労働の社會的生產力をば、労働者のためにではなくて資本家のために發展させる^(八)。大たい、手工業およびマニファクチュアにおいては、「秩序」が缺けていた。ところが、「アークライトが秩序を創造した。」前者においては、被傭者は労働の主體であり、労働過程の擔當者であつた。(したがつて、彼は特技をもちえた。)また、自然素朴や道具は單なる手段であつた。しかし、機械が所有權客體となるにおよんで、——大作業場においては、仁慈な蒸氣の君が、その周圍に多數の臣下をよせ集めている^(九)。——ここでは「自動装置そのものが主體であつて、労働者たちはただ意識ある器官としてのみ自動装置の意識なき諸器官の脇役とされておられ、そして後者とともに中心的動力に從屬させられている」^(一〇)。すなわち、マニファクチュアおよび手工業においては被傭者が道具をみずからに奉仕させたが、「工場」においては労働者が機械に奉仕する。そしてマニファクチュアにおいては、被傭者たちは生ける一機構の肢體をなす。これに反して工場においては、死せる一機構が労働者たちから獨立して實存するのであり、労働者たちは生ける附屬物としてこの機構に合體される。このようにすべての資本制生産にとつては、労働者が労働條件を使用するのではなくて逆に労働條件が労働者を使用するのだということが共通しているが、しかしこのてんとうは、「機械」をまつてはじめて技術的感覺的な現實性をうけとる。すなわち、労働手段は、それが一つの自動装置に轉化することにより、労働過程そのもの間、労働者に對し資本として・生ける労働力を支配し且つ吸取するところの死せる労働として・對應する。かくて、生産過程の精神的諸力能が手労働から分離するということ・およびこれらの力能が労働に對する資本の諸力能に轉化するということは、機械をきそとする「大工業」において完成されるのである^(一一)。「労働を節約する機械が人類

の苦痛を減少するだろう、と夢想した天才的發明家は、いかに愚かであつたことか！」(Renner, S. 50)

機械は、そもその最初から、資本の固有獨自のさく取領域である「人間のさく取材料と同時にさく取度」を擴大するものである。まず、法的には一おう、労働者は「自由」な人格者として彼自身の労働力を賣るといふところが労働契約の第一の前提であつた。ところが、いまや彼は妻および子供を賣る。すなわち、彼は「どれい商人」^(二二)となる。かくて、所有權・労働契約は夫權および父權と結合する。また、機械は労働者の生活諸條件の組織的な盜奪となり、^(二三)機械として労働手段はただちに労働者そのものの競争者となる。^(二四)それとともに、労働手段に對する労働者の「粗暴な反逆」^(二五)が生ずる。その上、労働時間短縮のための最も強力な手段(機械)が、労働者およびその家族の全生活時間を資本増殖のために處分されうる労働時間に轉化するための最も確實な手段に變化するという經濟的逆説も、^(二六)ここから生ずるのである。「機械は、實に、Tykurgとあり、Drakonとあり、Solonであつた」(Renner, S. 57)。

要するに、「労働者の技術的れい屬、ならびに……労働體の獨自な構成は、兵營的な規律をうみだすのであつて、この規律は……すでにのべた監督労働を……完全に發展させる。……工場法典——これにおいて資本は、他の場合ではブルジョア階級によりはなはだしく愛好される權力の分立……なしの、自己の労働者に對する專制支配を私法的かつ獨才的に定式化している——は、大規模な協業および共同的労働手段ことに機械の使用とともに必要となるところの、労働過程の社會的規則の資本制的戲畫にすぎない。どれい酷使用者のむちのかわりに監督の刑罰法典があらわれる。」^(二七)レンナーも結論する。「所有權は財貨秩序ではない。……市民的所有權法は、財貨自身にみずからを秩序だててをまかしている。そこで財貨は商品となり、資本となり、また資本制的流通の獨自な法則にしたがつてみずからを組織し蓄積する。ここに、われわれはすでに次のことをみるのである。すなわち、

この無名の無政府的財貨秩序が、人類の上に・しかも勞働力としての人類の上に、支配を取得しているということ。また、われわれの時代において純粹に事實的な財貨秩序が、せんえつにも社會的權力および勞働秩序を構成しているということ。さらに、この權力および勞働秩序が、すべての市民法學にとつて無名であることをつづけ、この無名の權力および勞働秩序については市民法學は、秩序の一般的・外部的・純形式的制限ならびにその契約による設定のほかには何もしるところがないということ。』(S. 254)

第四に、所有權・勞働契約の「この法はいかなる種類のものであるか？」この疑問が提出されれば、「市民法學の擬制の中でも、公法と私法との區別はこわれてしまうのである」(S. 255)。事態がふつうに進行する場合には、被傭者はやはり「生産の自然法則」⁽²⁸⁾にまかされうる。この自然法則が役にたたなくなつた場合に(特に本源的蓄積の段階)、いわば「經濟外的強制」がおこなわれる。そして、資本制の完成によつて、賃銀取締法規が廢止される。すなわち、資本家が自分の「私的立法」によつて工場を取締つて以來、右の諸法規は「笑うべき變則」⁽²⁹⁾だつたのである。ここで、資本家は「勞働に對する資本の所有權」を主張する。すなわち、——たしかに勞働者は所有ではなく、ラングシャーや雇主の所有ではない。だが勞働者は、この兩者の強みであり、一代ではおきかえられえないところの精神的な且つ訓練された力である。これに反し彼らの操じゆうする他の機械は、大部分は十二ヶ月のうちにおきかえられ且つ改良されうるであろう。もし勞働力の移住を獎勵または許可(一!)するならば、資本家はどうなるであろうか?——⁽³⁰⁾レンナーの結論は、こうである。すなわち、法的形式的には、資本制的近代的な所有權は私的であつて、物に對する(無制限な)支配である。勞働關係も私的であつて、契約により設定される。しかし經濟的現實的構造の觀點からは、兩者は公的・社會的である。「所有權は人(勞働者)の上の支配 Herrschaft über Fremde となる」(レンナーによるこの指摘は、法學上おそらく最初のものとし

て、注目にあたいする^(二〇a)。また、それは無制限な「公權」であつて、ただみずからの私利および「蒸氣力のれい屬者」えのおそれによつて制限をうけるにすぎない。さらに、それは封建關係（「領主權」）や「どれい關係」と同じようなものなのである。^(以上 Renner, S. 33 ff. なお、その後の所有權・勞働契約的發展につき S. 58 ff. 拙稿・民商法三一六頁)

ここで、まず、資本制的社會法則と勞働力の賣價についてまとめておこう。資本制社會における勞働者は、等價交換の法則にしたがつて、勞働力をその價値どおりに賣ることができはすである。ところで、勞働力の價値は二つの要素によつて決定される。第一に、生理的要素。すなわち、勞働力の賣價は、生理的な自己保存と種族保存のため絶對に缺くことのできない必要品を勞働者が買うるものでなければならぬ。彼が賣る勞働力の時間的長さも生理的な力によつて定まるのであつて、彼の生命力の日々の消費は一定の程度をこえてはならぬ。第二に、歴史的・社會的要素、特に傳統的な生活標準がこれである^(二二)。ところが、(1) 資本家は最も多くの勞働力を最も安い賃銀で提供する者から買えばよい。まず、累進的に熟練勞働者を不熟練勞働者により・成熟勞働者を未成熟勞働者により・男子勞働者を婦人勞働者により・成年勞働力を未成年または兒童勞働力により・驅逐することによつて^(二三)。次に、民度の高い地方の勞働者を低い地方の勞働者により驅逐することによつて^(二四)。そこで(2) 勞働力の賣買における需要と供給とのバランスは、どうであるか。まず、總資本は、資本が増加すると生産手段（特に機械）にヨリ多くの金を使う（だから、機械の充用は同時に資本の蓄積である）。したがつて、技術の發展にともない、勞働力に對する需要は減少する^(二五)。次に、勞働力の供給については、勞働力の縮少再生産による減少が考えられるにすぎない（その端的な表現が「勞働賃銀の鐵則」）。これを要するに、勞働力は價値——しかも多くは生理的要素だけが計算されている價値——以下にしか賣買されないのである^(二六)。

次に、「勞働の從屬性」について要約しよう。第一にそれは、經濟的從屬性である。すなわち、市民的資本制

的労働契約は、法的には、その自由および當事者の平等を前提し、封建的な身分的れい屬を否定する。しかし、
 經濟的には、不自由・不平等である、ということである（本稿二）^(二六)。ここで興味があるのは、論者の中に、封建的
 殘滓としての身分的れい屬への批判という觀點から、労働の從屬性の問題をとらえる者があるということであ
 る。たしかに、わが國の労働關係には、そうした封建的要素が相當強く認められる。しかし、かかるれい屬も、
 資本制的な從屬性と關連づけられてのみ理論的現實的意義をもつのである。もつとも、獨占資本主義の段階にお
 いては、經濟外的強制によるれい屬がみられるが。第二は、個別的労働の人的從屬性。すなわち、労働契約の締
 結の場合の從屬性、ならびに労働過程における機械體系および工場體制への從屬性、がこれである。第三に、資
 本制的生産過程は労働過程（生産力表現）と價值増殖過程（生産關係表現）との結合であり、價值増殖過程にお
 いて階級はさく取對被さく取の關係としてなりたつのであつて、ここに階級的從屬性が生ずるものである。資本
 構成部分は労働過程においては諸生産手段と労働力として結合されるが、價值増殖過程においては不變資本と可
 變資本として結合される。前者の結合においては使用價值の生産・社會的生産力が、また後者の結合においては
 剩餘價值の生産・資本の私有が、優位に表現される。就業労働者への過度労働と失業労働者の多量の創出とが、
 この階級的從屬をさらによぎなくする。階級的從屬性は、階級闘争をひきおこすものである。ただし、次のこと
 は注意すべきである。すなわち、まず、いわゆる組織的從屬——經營は一つの組織體であつて、労働はこれに
 從屬する——も、階級的從屬性と關連して考えられねばならない。次に、「あたかも資本が自己の費用で飼養し
 たかのように、まつたく絶對的に資本に屬するところの、自由に處分しうる産業豫備軍」^(二七)は、労働法では階級的
 從屬性としてはとらえられない。それは、ただ労働契約の締結を生活上さけることのできないものとするところ
 の、個人または群集としてとらえられるにすぎなのである。

- (一) Kapital, I S. 337 (S. 285 f.) 乃ち資本論の引用につき、本稿一〇註六を参よ。
- (二) a. a. O., S. 346 (S. 294) ff. (三) S. 353 ff. (S. 302 f.) (四) S. 355 f. (S. 304)
- (五) S. 366 (S. 314) (六) S. 373 (S. 320) f. (七) S. 379 (S. 326)
- (八) S. 383 (S. 330)
- (九) A. Ure, Philosophy of Manufactures, p. 20, p. 18; Kapital, I, S. 387 (S. 333), S. 441 (S. 385)
- (一〇) Kapital, I, S. 440 (S. 384) (一一) S. 444 (S. 387 f.) (一二) S. 414 (S. 359) f.
- (一三) S. 448 (S. 391) (一四) S. 453 (S. 395) (一五) S. 454 f. (S. 397)
- (一六) S. 428 (S. 373) (一七) S. 445 (S. 389) f. (一八) S. 777 (S. 703)
- (一九) S. 780 (S. 706)
- (二〇) E. Potter の手紙——“Times” 24, Mar. 1863; Kapital, I, S. 603 (S. 538) 乃ち、以上の資本論からの引用は、主として第一巻第四編からなされている。これについては、ハンターのほかたたとえば直井武夫『註解』(ローゼンベルグにならう) 二十七頁以下を参よ。
- (二〇a) Vgl. Sinzheimer, Justiz (supra); Grundzüge (supra), S. 22 ff.
- (二一) Marx, Lohn, Preis und Profit, 長谷部譯(岩波文庫) 九六頁以下を参よ。Vgl. Kapital, I, S. 178 (S. 133) ff.
- (二二) 資本制成立期の歴史的事實については、Vgl. Kapital, I, Kap. 8, 3. 乃ち國における特に紡績・製糸女工につき、たとえば風早八十二『日本社會政策史』。
- (二三) たとえば、十九世紀中頃のイギリスの製パン業者については、Vgl. a. a. O. S. 261 (S. 213)
- (二四) S. 655 (S. 587), S. 662 (S. 593) f.
- (二五) このことは、有産階級と無産階級との平均壽命の比較によつても實證される[ベーミンガムの衛生會議(15. Jan. 1875) 参 J. Chamberlain の開會演説——Kapital, I, S. 676 (S. 607)]。經濟法則と勞働力の賣價については、乃ち有泉亭『勞働爭議の法理』三・一三。
- (二六) 吾妻光俊『勞働法の展開』第二篇第二章。勞働の從屬性については、ほかにも Sinzheimer, Grundzüge des Arbeitsrechts, S. 74f. 沼田稻次郎『勞働法論序説』第三章第一節。從屬勞働に關する學說につき、例、加藤新平・法學論叢五五・9。
- (二七) Kapital, I, Kap. 23, bes. 3, S. 666 (S. 597) 。

三 最後に、資本制的労働契約における労働生産物の所有権の取得について (S. 65 ff.)。所有権は、總年生産物を二つの部分に分ける。労働ファンドと剰餘價值とが、これである。「資本家階級は、労働者階級に對し、後者によつて生産され前者によつて取得された生産物の一部分を受とりうる手形をば、たえず貨幣形態で交付する。」^(二)そして、「剰餘價值は彼〔資本家〕の所有であつて、それはかつて彼のほかのものに屬したことがない。」かくして、「貨幣の資本えの本源的轉化は、商品生産の經濟的法則とおよびこれから派生する所有權と、嚴密に一致しておこなわれる。にもかからず、それは次のような結果を生ずる。——(一) 生産物は資本家に屬して、労働者に屬しないということ。(二) この生産物の價值は……一つの剰餘價值を含むのであつて、この剰餘價值には労働者は労働を費したのだが資本家は何も費していないにもかかわらず、それが資本家の合法的な所有になるということ。(三) 労働者は彼の労働力をひきつづいて保有し、そして買手があればあらためてそれを賣ることができるといふこと。……かくして法則は破かいされるのではなくて、むしろひきつづいて作用する機會をえるにすぎない。」^(三)のである。こうした機能は、資本制初期には、そつ直に認められる。すなわち、——われわれの地帯では欲望を充足するために労働を要する、したがつて、少くとも社會の一部分は骨を惜まず労働せねばならない。……若干の人々は、労働しないにもかかわらず、勤勉の生産物を自由に處分することができる。だが、かかる所有者たちがそうすることができるとは、文明と秩序とのおかげにほかならないのであつて、彼らはまったく市民的諸制度の創造物である。^(三)——要するに、労働生産物の所有權は現實に生産(加工)した労働者によつて取得されるのでなく、現實には生産しない資本家によつて取得されるのである。^(三)

(なお、労働生産物・商品は、貨幣と交換される(賣買)。所有權・

賣買の結合とその社會的構造につき、例、Renner, S. 71 ff.; フォン・前掲書、拙稿・前掲同志社法學八號の(一)。また労働力の價格と剰餘價值との關係につき、Kapital, I, Absch. 6; Renner, S. 116.)

こういつた點について、いまま少しふれておこう。「どれいによつてえるところのものは何物も、すべて主人の

ために取得するものである」という古代ローマ法上の *Quintus* の原則は、資本制的近代法のもとにおいてもおこなわれるものである。(ただし、古代ローマの社會および法と資本制的近代の社會および法と、がまったく同じだ、というのではない。ここではただ、前の社會がどれい制社會であるのに對して、後の社會が一おう自由人の社會である、ことを一言するにとどめる)。加工による所有權取得についての規定が、そうである。その理由を、勞働契約上の意思・物權變動の合意・代理などの當事者の意思關係に求めるような觀念的な法理論が、いろいろ試みられた。しかし問題の解決としては、かかる法現象が實現される基盤であるところの資本制的近代社會の本質と關連づけて考えるのでなければ、十分であるとはいえない。すなわち、そうした法現象は、資本制的生産・交換關係の必然的結果^(四)なのである。

(一) Kapital, I, S. 595 (S. 530) . (11) a. a. O. S. 614 (S. 548) f.

(三) F. M. Eden, The State of the poor etc., vol. I, chap. 1; Kapital, I, S. 647 (S. 579 f.)

(四) 「自己勞働にもとづくところの生産物を私有する私有財産法則は、それ自身、何らの變化を蒙ることなくして自己の内部に作用する不可避的な辯證法により、その反對物たる他人の生産物を領有してしまふ資本主義的領有法則へ轉化する。まさに、この點にこそ、私有財産一般がではなく、この特定の資本制生産様式のもとにおける私有財産制度が、資本主義社會・國家の基本制度となる根本の經濟法則が存する。」(平野義太郎『日本資本主義社會の機構』一六二頁の註。) 蘆備における勞働生産物の所有權の取得については、日評・法學理論篇七六(法律學體系第二部)の淺井『雇傭』第二章。

文献——レンナーの人・著作および思想の一般については、H. Sinzheimer, Justiz, Bd. 6, Heft. 5, S. 255 ff.; 横川次郎・社會科學大辭典(改造社)、木村龜二『法哲學—人と思想』三三七頁以下。

“soziale Funktion” につき、後藤清譯、我妻榮「資本主義的生產組織に於ける所有權の作用」法協四五〇—一〇。
“Rechtsinstitute” に関するものとして、Szendé, Arch. f. Rechts u. Wirtschaftsphilosophie, Bd. 23, S. 364 ff.;
吉岡正「所有權概念の論理的構造と機能」法學論叢五二〇、佐々木惣一編『人間生活と法及び政治』中の拙稿「社會生活と所有權——一序説」、拙稿「資本論における所有權と契約——賣買・消費貸借および借地」同志社法學八、など。